

平成 22 年 1 月 28 日

小委員会の設置について

「税制調査会専門家委員会設置要綱」第 4 項に基づき、専門家委員会に以下の 2 つの小委員会を設置する。

1. 基礎問題検討小委員会

(1) 検討課題

専門家委員会における検討の準備のため、税制にかかる基礎的な問題について、必要に応じ、専門的・実務的な見地から調査・検討を行う。

(2) 人数

委員及び特別委員あわせて 8 名以内で構成する。

(3) 設置期間

専門家委員会の第 1 回会合の日より 2 年とする。

※ 特別委員の任期は、調査・検討を行う課題ごとに設定するものとする。

2. 納税環境整備小委員会

(1) 検討課題

納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて、専門的・実務的な見地から検討を行う。

(2) 人数

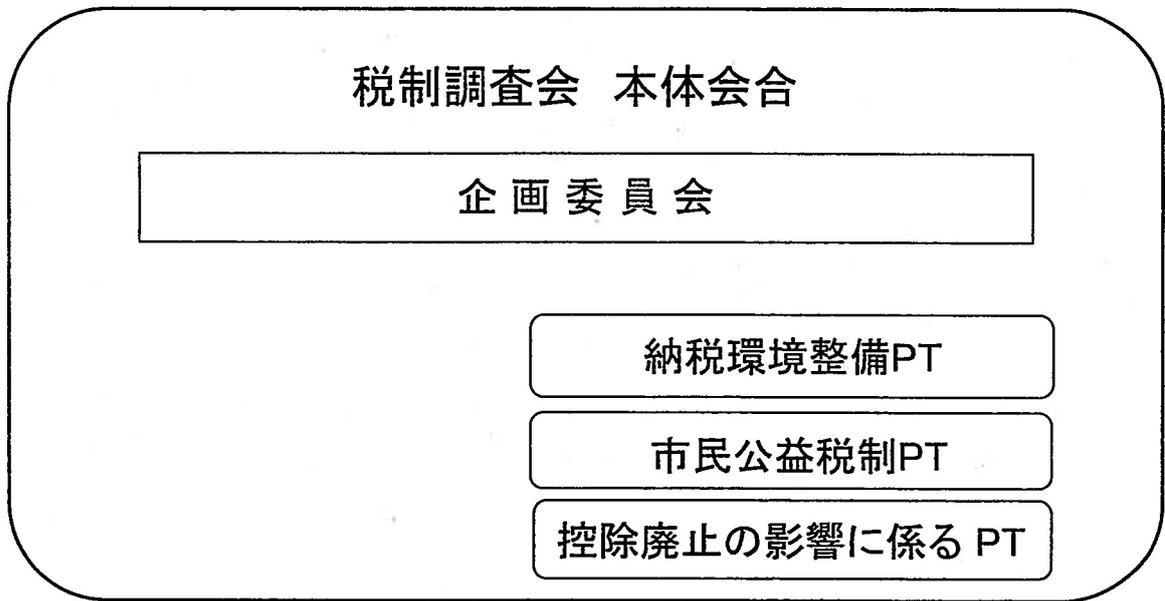
委員及び特別委員あわせて 8 名以内で構成する。

(3) 設置期間

本小委員会の第 1 回会合の日より 1 年とする。

以上

税制調査会及び専門家委員会のイメージ



助言・報告

